

# 大分県報

令和四年  
号外（三四）  
五月二十六日

（木曜日）

## 目次

### 監査公表

監査委員の公表………

## ○監査公表

### 監査委員公表第690号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により請求のあった住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査した結果を令和4年5月25日付けで請求人に通知したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月26日

大分県監査委員	長谷尾雅通
大分県監査委員	長野恭子
大分県監査委員	鷲海豊
大分県監査委員	戸高賢史

第1 本件請求についての判断  
本件請求を棄却する。

第2 本件請求

1 請求人の住所及び氏名  
(略)

2 要件審査

本件請求は、令和4年3月23日付けで受け付けたが、法定要件を欠いていたので、同月28日付けで補正を求めたところ、同月31日及び同年4月1日に補正後の大分県職員指

置請求書及び追加の事実証明書が提出された。

令和4年4月6日に要件審査を行い、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を行うことを決定した。

### 3 請求の要旨

大分県職員措置請求書の記載によれば、本件請求の要旨は、次のとおりである（内容は、補正後のものに変更し、誤替え及び見出し符号を追加したほかは、ほぼ原文のまま掲載。事実証明書は省略）。

(1) 大分県豊肥振興局長（以下「豊肥振興局長」という。）は令和3年3月26日、（住所）豊後大野市大野町矢田1054番地（名称）あたらよ（代表者名）田浦大（以下「補助事業者」という。）に、令和2年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金958,705円（以下「本件補助金」という。）を支払った。

(2) この補助金のうち、ホームページ制作費162,800円、およびユニフォーム85,800円は、豊後大野市の補助金を使用して事業が終了しており、不必要な補助金である。

(3) 以上の理由で大分県に金248,600円の損害が発生している。

(4) よって、豊肥振興局長が補助事業者に対して金248,600円を返還させることを請求する。

### 第3 判断の理由

#### 1 監査の実施

##### (1) 監査対象事項

豊肥振興局長が補助事業者に対して交付した本件補助金の支出を監査対象事項とし、ホームページ制作費162,800円及びユニフォーム85,800円の支出を合算した248,600円（以下「本件支出」という。）に係る事実関係の確認、本件支出の違法性又は不当性、本件支出が大分県に損害を及ぼすことになるのか、及び措置を講ずる必要が認められるか等について監査した。

##### (2) 監査対象機関

監査対象部局を総務部及び企画振興部とし、監査対象所属を補助事業の執行機関である総務部豊肥振興局（以下「豊肥振興局」という。）及び補助事業の所管課である企画振興部おおいた創生推進課（以下「おおいた創生推進課」という。）とした。

##### (3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和4年4月25日に、追加資料（陳述の要旨及び事実証明書）の提出があり、請求人が陳述を行った。なお、同条第8項の規定により、請求人の陳述に関係

職員が立ち会うことを認めた。

- (4) 監査の実施  
令和4年4月15日に職員監査（予備監査）を実施し、同月25日に委員監査を実施した。
- (5) 関係人調査  
令和4年4月13日から同月26日まで、法第199条第8項の規定に基づき、補助事業者及び関係者に対し補助事業の実施状況等についての事情聴取を行った。

- 2 監査の結果  
(1) 確認した事実  
監査の結果、次の事項を確認した。
- ① 概要  
大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業は、地域活力づくり総合補助金（以下「総合補助金」という。）の新型コロナウイルス感染症対応緊急支援枠として、新型コロナウイルス感染症で疲弊した地域経済、社会の元気を取り戻す取組を支援するために令和2年度限りで実施された補助事業である。補助率は10/10以内、補助限度額は1,000千円であった。

- ② 事業実施要領及び補助金交付要綱等について

大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金（以下「コロナ補助金」という。）の交付に関する手続は、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「交付規則」という。）、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業実施要領（令和2年6月3日おおいいた創生推進課長伺い定め）、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業費補助金交付要綱（令和2年6月3日企画振興部長伺い定め）、大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業Q&A（令和2年6月4日おおいいた創生推進課長伺い定め）の定めるところにより実施される。また、県の予算上、コロナ補助金は総合補助金のメニュー事業ととなっているため、「地域活力づくり総合補助金（特認事業を除く）の運用について（最終の一部改正通知は平成31年4月26日付けおおいいた創生推進課長通知。以下「総合補助金運用通知」という。）」及び「地域活力づくり総合補助金取扱いはマニュアル（令和2年3月31日おおいいた創生推進課長伺い定め）の定めるところにより実施される。

- ③ 本件補助金について  
ア 本件補助金が交付された事業の概要については、以下のとおりであった。

事業名：豊肥地域交流会 ～Conquer corona festival～  
事業内容：あたらよ広場に会場を設営し、以下の2つのイベントを行う。

- (ア) DIY体験イベント  
子どもや高齢者を含めた参加者に場所を提供し、机・椅子等ものづくりを行う。
- (イ) あたらよトークイベント  
コロナで影響を受けてはいるが東京・大分で「つながり」を大切にしている事業者から話を聴き、コロナ禍において、竹田・豊後大野地域がどのように結束していか、今後の展望を話し合う。

イベント広報は、チラシ、ネット広告・ホームページにより行う。

事業実施期間：交付決定日（令和3年2月8日）～同年3月15日  
補助金の額：958,705円

- イ コロナ補助金の交付及び支出の手続  
本件補助金の支出に係る手続は、以下のとおり行われていた。

- 令和2年8月頃から令和3年2月7日まで 事前協議  
令和3年2月8日 補助事業者が補助金交付申請書を提出  
令和3年2月8日 豊肥振興局長が支出負担行為決議（本件補助金の交付）を決定  
令和3年2月8日 補助事業者に補助金交付決定通知書を送付  
令和3年3月15日 補助事業者が補助事業実績報告書を提出  
令和3年3月16日 豊肥振興局長が本件補助金の額を958,705円に確定  
令和3年3月16日 補助事業者に補助金の額の確定通知書を送付  
令和3年3月17日 補助事業者が補助金交付請求書を提出  
令和3年3月17日 豊肥振興局長が支出命令  
令和3年3月26日 出納員が支出命令に係る額を支出

- ④ 本件支出について  
補助事業実績報告書を検分したところ、令和2年度収支精算書の事業費内訳（実績）にホームページ作成162,800円及びユニポレンタ85,800円の記載があった。  
ア ホームページについて  
ホームページ作成については、あたらよイベントホームページ作成委託業務仕様書、見積書、請求書及び領収書が添付されていた。

<p>イ エンボレンタルについて        エンボレンタルについては、見直し及び請求書が添付されていた。補助事業者から、エンボレンタル事業者へ代金の振込みを行ったキャッシュサービスご利用明細票の写真が後日提出されていた。</p> <p>ただし、総合補助金運用通知で定められている「『地域活カづくり総合補助金』を受ける事業者の皆様へ」という留意事項確認書面で事業の実施状況が確認できるよう、実施前・中・後の写真や図面等を整備し、交付申請や実績報告に添付するようになっていたが、実績報告に実施前・中・後の写真や図面は添付されていなかった。</p> <p>ウ その他        イベントを告知するフライヤー（チラシ）制作費及びインスタグラムへの広告掲載料について請求書又は領収書が添付されていないなどの不備が見受けられた。</p> <p>⑤ 本件請求の要旨に対する監査対象機関の説明        ア ホームページ制作費については、令和3年2月8日付け補助金交付申請時に添付された事業計画書では「あたらよ」のホームページを立ち上げ、イベントを告知するとなっていた。また、令和3年3月15日付け実績報告書には、申請書の事業計画どおりホームページが作成され、申請時の業者から見直しと同額の請求書が添付されていたことから支払い決定を行った。</p> <p>しかし、本事業の情報公開を機に、豊後大野市に確認したところ、「あたらよ」から提出された令和2年8月5日付け豊後大野市市民提案型のまちづくり活動推進事業補助金交付申請書に添付の事業計画書には、同様にホームページの制作が記載されている。加えて令和3年3月5日付けで提出された同補助金実績報告書では、ホームページ制作費に係る支出証憑書類として、県の補助金に係る実績報告書で提出されたものと同じの領収書及び資料が添付されていた。</p> <p>このことについて、代表者に事情を聴取したところ、ホームページの作成は市の補助金で、イベント告知のためのページ改修は県の補助金で行ったとの回答があった。このことから、当初の事業計画と異なる執行がなされていることが判明した。</p> <p>イ エンボレンタル料については、県に提出された実績報告書に、請求書及び銀行の振込みを確認するキャッシュサービスご利用明細票が添付されており支払の事実を確認できる。しかし、整地等の作業の施工を確認できる現場写真が撮影され</p>	<p>ておらず、現在、当時施工したと主張する現場は荒れ地となっていることから、補助事業の期間中に確実に作業が行われたことを確認することはできない。</p> <p>ウ 以上のことから、ホームページについては事実と異なる実績報告がなされたこと、エンボレンタルについては事業を実施した事実が十分確認できないため、豊後大野市としては、いずれも返還が妥当と考える。</p> <p>エ なお、令和4年4月14日に、補助事業者から、本件補助金の全額を自主的に返還したい旨の申出書が提出されたことから、これを受理した。同月18日付けで納付書を発行、交付し、同月20日に本件補助金全額の958,705円が納付された。</p> <p>⑥ 関係人調査について        補助事業者、ホームページ制作事業者、エンボレンタル事業者、令和2年度の豊後大野市職員及び豊後大野市まちづくり推進課等に対して行った関係人調査の結果は次のとおりであった。</p> <p>ア ホームページ制作費に係る関係人調査結果について        ・ 補助事業者からホームページ制作事業者への発注は1件だけであった。        ・ 補助事業者からホームページ制作事業者への支払は令和3年4月21日に銀行振込で行われた。</p> <p>・ 補助事業者は令和3年3月5日に豊後大野市市民提案型協働のまちづくり活動推進事業実績報告書を豊後大野市長へ提出したが、添付された領収書は同年3月15日に豊肥振興局長に提出された令和2年度大分県新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業実績報告書に添付された領収書と同一のものであった。        ・ 補助事業者が豊後大野市長に提出した実績報告書に添付されたホームページ印刷画面と豊肥振興局長に提出した実績報告書に添付されたホームページ印刷画面についてはトップページが同一のものであった。</p> <p>イ エンボレンタルに係る関係人調査結果について        ・ 県の補助事業に係る作業場所は、あたらよ広場の隣接地及び近接地であり、豊後大野市の補助事業で実施した作業場所（あたらよ広場）との重複はなかった。</p> <p>・ 作業は、令和2年の秋に行われたとのことであった。        ・ 作業前、作業中及び作業後の写真等実施状況が確認できる書類が保管されていないかった。</p> <p>ウ 上記のほか、補助事業者について次のような執行規違反等が見受けられた。        ・ 補助事業者は、交付決定の補助条件である金銭（預金）出納簿等の帳簿を作</p>
---	--

成していなかった。

- ・ キャッシュサービスご利用明細票等の支出証拠書類の一部を紛失していた。
- ・ 事業の実施状況が確認できる写真の整備が不十分であった。

⑦ 本件支出に係る交付決定の取消し等について

令和4年5月16日、豊肥振興局長は補助事業者に対し、交付規則第15条第1項の規定に基づき補助事業者への本件補助金の交付決定を全額取り消し、交付規則第16条第1項の規定に基づき既に交付した本件補助金の全額958,705円の返還を命ずるとともに、交付規則第17条第1項の規定に基づき加算金112,456円の納入通知書を補助事業者宛て送付した。

(2) 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象機関の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

① ホームページ制作費162,800円について

補助事業者から県及び豊後大野市に対して、同じ領収書が提出されていた。補助事業者からホームページ制作事業者への業務依頼は1件のみであり、支払は、令和3年4月21日に162,800円の全額が銀行振込により行われていた。

これらのことから、事業者は1件の支出に対し、県及び豊後大野市へそれぞれ162,800円の事業費を実績として報告し、補助金を受領していたと認められる。

② ユンボレンタル料85,800円について

現地の現況及び資料並びに関係人調査から、補助事業の期間中に確実に作業が行われたことを確認することができなかった。

③ 本件支出に係る交付決定の取消し及び補助事業者からの本件補助金の返還について

豊肥振興局長は令和4年5月16日に交付決定を取り消し、補助事業者は、既に本件補助金の全額の返還を終えている。

④ 以上のとおり、補助事業者は県に対し本件補助金の全額を返還しており、県に損害があるとはいえないことから、本件請求には理由がないと判断する。

第4 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。本件支出については、豊肥振興局における事業実施前から事業終了後の確認に至るまでの補助事業者に対する指導並びに交付決定及び額の確定の際の審査が十分でなかったといわざるを得ない。したがって、要綱、運用通知等で定められた事務手続の遵守を徹

底するとともに、厳正な審査に努められたい。  
また、おおいた創生推進課にあつては、要綱、運用通知等に促った補助事業の適切な執行がなされるよう、不適正事例の発生を抑制するための事例研修や補助事業者への研修を徹底するほか市町村との連携を一層強化するなど、各振興局に対し更なる指導に努められたい。